

新潟市移住促進プロモーション支援業務 公募型プロポーザル実施要領

新潟市の魅力を伝え、愛着を育むことで、本市への移住を促進することを目的に、プロモーション支援業務の委託事業者を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

1. 業務概要

- (1) 業務名称 新潟市移住促進プロモーション支援業務
- (2) 業務内容 別添「新潟市移住促進プロモーション支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行場所 新潟市経済部雇用政策課が指定する場所
- (4) 履行期限 令和2年3月31日（火）
- (5) 委託金額 2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 支払方法 業務終了後、一括支払い

2. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）に該当しない者であること。
- (2) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (3) 「新潟市移住促進プロモーション支援業務委託業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書に基づく要件に対応できる者であること。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - イ 構成企業は上記（1）～（6）までにすべての要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - エ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

3. 参加申請の手続き

(1) 提出書類

<単独企業の場合>

- | | |
|-----------------------|-------|
| ①プロポーザル参加申請書（様式1 - 1） | 1部 |
| ②企業概要（既存のパンフレット等でも可） | } 各8部 |
| ③同種又は類似業務の実績を示す資料 | |
| ④業務委託入札参加者名簿等の書類 | } 各1部 |
| ⑤誓約書（様式5） | |

<共同企業体の場合>

- ②～⑤は単独企業の場合と同様
- | | |
|-----------------------|-------|
| ⑥プロポーザル参加申請書（様式1 - 2） | } 各1部 |
| ⑦委任状（様式2） | |
| ⑧共同企業体協定書（様式3） | |
- ※②～⑤と⑧は、全ての構成企業について提出すること。

<③「同種又は類似業務の実績を示す資料」について>

当該業務と同種又は類似業務の実績がある場合、その作品（1者3点以内）を提出すること。

<④「業務委託入札参加者名簿等の書類」について>

ア 業務委託入札参加資格者名簿有または審査申請済みの事業所

・平成31・32年度新潟市業務委託入札参加資格審査申請書受付表の受付印が押されたものの写し

イ 業務委託入札参加資格者名簿無の事業所

・登記事項証明書

現在事項証明書、履歴事項証明書どちらでも可とします。申請月の3ヶ月前以降（平成30年6月申請の場合は平成30年3月以降）に証明されたもので、写しでも可とします。

・決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）

申請日直前の決算時における1年度決算を提出してください。

ただし、年2回決算の場合は2期分とします。

・新潟市税の納税証明書

新潟市に納税義務のある事業所は、新潟市入札用の納税証明書（「市税に未納はありません」と記載されているもの）。申請月の1カ月前以降（平成30年6月申請の場合は平成30年5月以降）に証明されたもので、写しでも可とします。

・法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書

納税証明書その3の3（「法人税と消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）。申請月の3カ月前以降（平成30年6月申請の場合は平成30年3月以降）に証明されたもので、写しでも可とします。

・暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

誓約者は代表者です。受任者がいる場合でも、委任者（代表者）を記入してください。

誓約書には実印を押印してください。日付欄には提出年月日を記入してください。

(2) 提出先

下記「12 担当（事務局）」に同じ

(3) 提出期限及び提出方法

上記（1）で示す提出書類一式を令和元年11月15日（金）午後5時までに上記提出先に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送（書留郵便に限る）の場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(4) 結果通知

参加者の資格を確認し、資格の有無にかかわらず参加資格確認結果通知書を令和元年11月18日（月）までに電子メールで通知する。

(5) 辞退

参加申請書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6-1，単独企業用）、参加辞退届（様式6-2，共同企業体用）を提出すること。提出期限は11月20日（水）午後5時までとする。

4. 質問及び回答

本業務および本要領について質問することができる。質問はファックス又は電子メールにより受け付けることとし、様式は問わない。未到着を防止するため、送付後電話連絡すること。

(1) 質問受付期限

令和元年11月12日（火）午後5時まで（市役所の閉庁日を除く）

(2) 質問送付先および連絡先

①ファックス 025-228-1611

②電子メールアドレス koyo@city.niigata.lg.jp

③連絡先（電話） 025-226-2149

(3) 質問に対する回答

参加申請書により参加を表明した全社に電子メールにて送信する。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。

(4) 質問への回答予定日

令和元年11月14日（木）

5. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別紙1「新潟市移住促進プロモーション支援業務公募型プロポーザル提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

8部

(3) 提出期限及び提出方法

上記（1）で示す提出書類一式を令和元年11月21日（木）午後3時までに上記提出先に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送（書留郵便に限る）の場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、参加辞退したものとする。

(4) 提出先

下記「12 担当（事務局）」に同じ

6. 最優秀提案者の決定

(1) 審査

プレゼンテーション方式により実施する（7. プレゼンテーションを参照）。審査は、選定委員会が行う。なお、選定委員会は非公開により行う。

なお、参加者が多数である場合は、提出された書類による第1次審査を行い、予めプレゼンテーションを行う者を選定した上で実施する。第1次審査の有無及びプレゼンテーションの時間・会場の詳細はプロポーザルの参加者に別途通知する。

(2) 審査基準

別紙2「新潟市移住促進プロモーション支援業務委託業者選定にかかる審査基準」による。

(3) 最優秀提案者の決定

選定委員会は、審査基準に基づいて提出書類及び企画提案者によるプレゼンテーション内容を審査・採点し、最優秀提案者を決定する。

(4) 審査結果の公表等

審査結果は、プロポーザル参加者全てに書面で通知するほか、市ホームページにて公開する。

7. プレゼンテーション

(1) 実施日 令和元年11月25日（月） 時間及び場所等は別途指定

(2) 出席者 2人以内とする。内1人は業務を担当する者が望ましい。

(3) 時間 説明20分、質疑応答10分を予定。

(4) その他 プレゼンテーション実施時にホワイトボードやプロジェクター、スクリーン等を使用する場合は、提案書提出時にその旨連絡すること。

8. 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 「2. 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

(2) 提案書提出期限に遅れた者

(3) 参加申請書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に選定委員又は事務局に不正な接触を行ったもの

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反する表現をした者

9. 日程

(1) プロポーザル実施通知	11月7日（木）
(2) 質問受付期限	11月12日（火）午後5時まで
(3) 質問に対する回答	11月14日（木）
(4) 参加申込書提出期限	11月15日（金）午後5時まで
(5) 応募資格の審査・確認結果通知	11月18日（月）
(6) 企画提案書提出期限	11月21日（木）午後3時まで
(7) プレゼンテーション・審査会	11月25日（月）
(8) 結果通知・契約締結	審査後速やかに

10. 契約

(1) 契約方法

- ア 本市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。なお、共同企業体の場合は、代表者と委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- ウ 締結交渉の結果、合意に至った場合は委託業務契約を締結する。なお、共同企業体の場合は、共同企業体の代表者と契約する。また、共同企業体の場合は、この委託業務を連帯して行う旨を明記した協定書を契約までの間に、本市に提出すること。
- エ 契約手続きは、「新潟市契約規則」に定めるところによる。
- オ 本市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 提案内容の実現と経費

提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 契約保証金

「新潟市契約規則」第34条に定めるところとする。

(5) 契約締結後の留意事項

契約時における仕様は、仕様書及び提案書に基づき決定するが、本市と最優秀提案者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

11. その他

- (1) 企画提案にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

12. 担当（事務局）

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市経済部雇用政策課新潟暮らし推進室

電話：025-226-2149

FAX：025-228-1611

メール：koyo@city.niigata.lg.jp

新潟市移住促進プロモーション支援業務プロポーザル 提出書類一覧

別紙1

提出書類	内容・様式等
ア 企画提案書	<p>○ 本要領及び仕様書を踏まえ、任意様式により以下の項目について記載すること。</p> <p>① 業務実施にあたっての考え方 ・ 移住促進における考え方、ターゲットについての考察等 ・ 本提案で目指したい姿</p> <p>② 移住促進に係るプロモーションについて ・ プロモーションのコンセプト ・ プロモーションの内容・手法 ・ 期待される効果</p> <p>③ WEB広報 ・ 広報のコンセプト ・ ターゲット設定（複数可） ・ 採用した広報媒体（複数可） ・ 目標設定数（リーチ数など対象者へ届く数）の考え方</p> <p>④ スケジュール ・ 業務全体のスケジュール ・ コンテンツ制作に関するスケジュール</p> <p>⑤ 業務実施体制</p> <p>⑥ その他、企画提案に必要な事項 提案者独自の企画や、他団体との連携等があれば記載すること</p>
イ 見積書	<p>・ 任意様式</p> <p>・ 見積の総額及び内訳について作成し、代表印を押印すること</p>

- ア 企画提案書は、A4版横カラー、横書き、左上綴じとすること。
- 正本は1部とし、残りは複写で可とする。
- 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- 提出期限以降の企画提案書の差替又は再提出は認めない。

	審査項目	審査ポイント	配点
①プロモーション	内容・手法	地方移住に関する全国的な状況や取組みを理解した上で、本市が打ち出すべきコンセプトを設定しているか。	50
		本市が設定したターゲットについて、納得がいく考察がされており、ターゲットに刺さるキャッチコピー等が設定されているか。	
		ターゲットに対し、訴求力の高い内容・手法になっているか。	
		本市の認知度や注目度・イメージ向上に結び付くものか。	
		Uターンに対するイメージ向上に結び付くものか。	
②WEB広報	広報	広報手段や媒体については、効率的で効果の高いものが選定されているか。	20
		設定した数値目標や、期待される効果は妥当なものか。	
③運営能力	業務遂行能力	広報支援業務を行う上で、必要な知識を有した人員を配置し、迅速な連絡体制が確立されているか。	10
	実績	過去に同様の業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。	
④加点要素	独自提案	①, ②の各項目について他社に比べ優れた独自の提案があるか。	20
合計点			100